

○議長 横尾 武志君

3 番、刀根議員の一般質問を許します。刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

3 番、刀根正幸でございます。今回の一般質問、通告書に基づきまして一問一答方式で行わせていただきます。

そこで、今回の脈略の趣旨でございますが、やはり住民の皆さんが一番願うものというのは、やはり今が生きている方々が大事にされて、しかも未来の展望を開けるといったところが皆さん望んでおらっしゃると思います。そこで、今回は財政問題というところと、もう一つの教育問題といったところの 2 点で入れております。

件名といたしましては、1 番、町の財政運営について。町の財政運営のあり方といたしまして、次代にツケを回さないような運営が望ましいのだが、現状の町財政については健全財政であるとは言えない。そこで、次の事項についてお尋ねいたします。（1）一般会計、特別会計を含めた基金高と起債残高について。まず 1 点、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

一般会計、特別会計、あと公営企業会計も含めましたところの 24 年度末の基金残高、起債残高についてご説明申し上げます。

平成 24 年度末の見込みとしましては、基金残高が、一般会計が約 41 億円、奨学金などの定額運用基金、それから土地開発基金の現金などが約 4 億円、競艇事業振興基金が約 11 億円、合計で約 56 億円になる予定でございます。参考までですが、このほかに公営企業につきましては内部留保という形での現金残が現在あるわけですが、この額が、24 年見込みなんです、病院には 29 億円、それから競艇場で約 18 億円、下水道関係で約 4 億円、合計で 51 億円ありますので、基金等そういう現金ベースでの話でいくと約 107 億円程度が基金または現金等で見込みでなる予定だということです。

それから、起債残高につきましては、一般会計が 73 億円、公共下水道が約 14 億円、病院事業関係で約 4 億円、国民宿舎関係で約 6 億円、競艇事業関係で約 31 億円、合計で約 128 億円となる見込みでございます。

ただ、特にちょっとここで説明が必要なのが、一般会計の 73 億円の起債残高につきましては、このうちにいわゆる交付税措置で 100% 措置される臨時財政対策債、これが 26 億円あるわけです。この 26 億円というのは、国の税収が不足することによって普通交付税を交付するのに財源がないということで、国が借りてくださいという話が 26 億円ありますので、実際、今この額

## 平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

を除くと 47 億円程度になります。この臨時財政対策債というのは、平成 13 年からずっと借りてきて、今残高が 26 億円程度になっているということなので、平成 12 年の一般会計の起債の残高としましては 38 億円当時ありましたので、実際この金額のことを 47 億円と先ほど申しましたが、そこと比べると、臨時財政対策債さえなければの話ですけど、約 9 億円の起債の伸びというふうになります。

一応、23 年度末と 24 年度末の——24 年度末は見込みですが——比較しまして、基金残高は約 3 億円の増、起債残高は約 5 億円の減となっております。見込みです。今後、この基金残高、起債残高についてどのように推移するかということが一番興味深いかと思いますが、まず基金の残高につきましては、一般会計とモーターボート競走事業会計につきましては毎年作成する財政シミュレーションがあります。このデータとその他の基金は現状維持として見積もると、5 年後の 28 年度末で約 50 億、10 年後の 33 年度末で約 49 億ということになるかと思えます。先ほどの内部留保的な現金については除きますので、その程度になると思えます。それから、起債の残高につきましては、一般会計財政シミュレーションに反映しています臨時財政対策債、それから給食センターの今段階での新設事業の事業費、それから過疎債についてはソフト分のみ、これを算入して、公営住宅関係だとか、下水道、病院関係、こういう新規分を除くと、5 年後の 28 年度末では起債の残高は約 96 億円、現状から約 32 億円の減となります。10 年後の 33 年度末では約 53 億円、75 億円の減となる予定でございます。

次世代にツケを回さないということなんですが、芦屋町の場合、世代間の公平負担、それから負担の平準化、この 2 つの考え方を念頭に今起債の借り入れを行っています。現在、臨時財政対策債を除いて借り入れてる起債のほとんどは過疎債がメインになってるわけですが、この過疎債の償還年数につきましては 12 年というふうになってます。こういうことからして、今世代間の公平負担というよりも負担の平準化のほうにシフトして今借り入れているような実情になっております。

ちなみに、先ほど説明しました 24 年度末までの借り入れが 128 億円あります。これは 128 億円は今後どう推移するかということなんですが、新規に借りなかった場合、この 128 億円だけが今後どうなるかならば、10 年後の 33 年度末には約 100 億円減って 26 億円まで減少します。なもんで、十数年でもうほとんどの今借りてるお金の分については償還が終わるということでご理解してください。よろしくお願いします。

### ○議長 横尾 武志君

刀根議員。

### ○議員 3 番 刀根 正幸君

今回、基金並びに起債の関係でお尋ねいたしましたのは、今後事業として起債の部分がいわ

## 平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

ゆる病院会計で 40 億、企業債と過疎債。そして、そのほかにも、例えば今回トンネルの事故とか、そういったところが起きましたように、今まであった公共施設に対しての負担、そういったものが十分に担保としてされてるかという確認でございます。今、お聞きしたところによりますと、いわゆるその辺のいわゆる世代間の標準化という方針の中で、今の生きている方、そして次の未来に対するところも公平に負担し合いましょうというところの部分で、わかりました。

ただ、問題が、次の質問に移らせていただきますが、公債比率というところでよくあらわせますけれども、現在、芦屋町が 14. 台のところで一応きてたと思います。他の郡内に比較して芦屋町のほうが高いんですという資料が、実は先だって拝見することができたわけです。そうしたときに、新たにいわゆる病院の 40 億となったときに、公債比率がどうなるのかというところの部分で、問題はイエローカードというんですか、というところで 18% 台を超すとイエローカードですというところで、単純計算で、今の基金高、債権高ですか、それからの部分でぼんと見ると、どうしても今度 40 億、今で 14%、単純にするともう 18% 超えてしまうといった形になるものですから、その公債比率というものの考え方をちょっとこの中でご説明お願いします。

### ○議長 横尾 武志君

財政課長。

### ○財政課長 柴田 敬三君

実質公債比率の数値ですが、郡内を含めて紹介します。芦屋町は 23 年度で 11. 6% になってます。遠賀町は 9. 6%、水巻町が 8%、岡垣町が 4. 9% です。参考までに、芦屋町と人口規模、就業構造等が同じ県内の類似団体、これにつきまして鞍手町が 10. 6%、大刀洗町が 11. 2% というふうになってます。

どこまでの起債が可能かというようなご発言なんです、起債の制限については起債事業に対する国の助成、いわゆる交付税措置がありますので、起債の総額ではなくて、税金などの一般財源で負担しなければならない真水の返済額といいますか、それが各市町村団体の財政規模に対してどうなのかということです。これが問題になりますが、この指標が実質公債費比率というふうになります。国は、この数字が 18%、先ほど言われましたが、18% 超えたら公債費負担適正化計画ということで計画をつくるのが義務づけられます。借り入れを今協議でほぼ借り入れてるのが許可制ということで、一応お伺いを立てて許可してもらおうというふうなことになります。ただし、18% を超えたからといって即起債の制限を加えるものではありません。問題なのは 25%、これを超えると起債制限団体という位置づけがされます。単独事業の起債が認められなくなるというようなのが実情です。

芦屋町の場合、現在 11. 6%、約 12% 程度あるんですが、18% まででいけば、6 ポイントあと余裕という言い方はおかしいんですが、数字上あります。この 6 ポイントが返済額でどの

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

くらいの額になるかといいますと、平成 23 年度計算のこの実質公債比率計算の積算根拠、それから数値的なものが全て同じ内容、それから金額とすれば、大体 1 ポイントが約 3,000 万の年間の返済額になります。なもので、6 ポイントといえは 1 億 8,000 万がこの 6 ポイントに相当する償還額となります。この額はあくまで交付税措置を除いた額になります。純粋な真水の部分の償還額が 1 億 8,000 万となりますので、例えば過疎債の場合、償還金の 70% が交付税措置になりますので、残りの 30% が一般財源で返すお金です。これを逆算すると、23 年度の償還金の返済金の内容、金額、ここが全く変わらないとすれば、23 年度、単年度でこの 18% になるためには、過疎債なら新たに 72 億円を借り入れることになります。

わかりやすく利子を除いて単純計算でお話しますと、過疎債については 12 年償還ですので、72 を 12 で割れば 6 億ということで、単純に割ると年間返済額は 6 億円になります。6 億円のうち交付税が 70% でありますので 4 億 2,000 万、これが交付税措置されますので、残額の 1 億 8,000 万、これが一般財源で返済する額になりますので、先ほども説明しましたように、3,000 万で 1 ポイントということなので、18% になるためには、過疎債の場合、単年度で考えれば、単純に考えて、ほかの借り入れとか一切せずに考えたら、72 億円を単年度で借りれば 23 年度では 18% になるということでございます。

今後、実質公債比率については、ここ数年で庁舎のアスベスト、耐震化のため工事をしました。それから、小中学校の耐震化も急ぐ必要があったということでやりました。それから、町民会館、中央公民館についても長寿命化の改修事業ということでやりました。さらに、団塊の世代の方の退職に対応するために退職手当債、これはもう純粋な借金でありますけど、こういうことを借りてまして、今償還が始まっているのが何件かありまして、ここ数年は上昇傾向は避けられません。それで、数値的には、毎年毎年基礎数値が変わりますので何とも言えませんが、恐らく 29 年前後のピーク時には 17% 近くまでにはなるかという可能性はありますが、ただし、その後につきましては、退職手当債の元金が多いんで、これが 29 年度がピークになります。これが終わると暫時減少していくというふうな状況になります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

一応、財政的な部分でも担保されてるんだというところがある程度見えてまいりました。ただ、今、少子高齢化というところの中で、町そのものが高齢化してきてますし、子どもが少なくなっている。合わせて、それに伴って人口が減っていく。人口が減っていったときに税収としての関係も少なくなってくると思うんですが、その計算の中にあっても大体 17% ぐらいのところでは

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

おさまるでしょうというふうな考え方でよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

それは普通交付税のまた計算のほうでややこしいですが、税収が減ることについては、基本的に普通交付税を計算するときには、芦屋町にはこのくらいの税収があるということを 100 とします。そうしたら、交付税の計算上では、芦屋町には 75% 入りますというふうな計算になるわけです。例えば、芦屋町に 10 億お金が入るとします。そしたら、芦屋町は一応 7 億 5,000 万収入があると見ましょと、2 億 5,000 万は除きましょと。出のほうで、基準財政需要額といいます、これが 30 億あるとしたら、7 億 5,000 万と 30 億の差で 22 億 5,000 万を普通交付税で交付しましょという話なので、税収が減れば、その 75% については、出が、基準財政需要額が変わらなければ 25% の交付税の影響額が出ると、収入のです。そういうふうにご理解してもらえれば、影響額については 4 分の 1 程度というのが今後出てくるかと思えます。

○議員 3 番 刀根 正幸君

はい、わかりました。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

それでは、次の 3 点目に移らせていただきます。公営企業法に規定する一部適用と全部適用の違いについて、まずご説明お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

一部適用、全部適用の違いということです。この件は、公営企業法の法律に基づくものなんです。地方公共団体が経営する企業につきましては、組織、それから財務、職員の身分取扱等を定めるものです。現在、芦屋町では、公共下水道事業及び病院事業につきましては一部適用、競艇事業につきましては全部適用というふうになっております。一部適用というのは、経営の基本原則、特別会計の設置、経費負担の原則等、地方公営企業法の財務規定のみを適用するものです。全部適用については、財務規定のみでなく、企業管理者の設置だとか、組織に関する規定など、地方公営企業法の全部を適用するというものでございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

次に、4 点目として、競艇事業は全部適用を 2 3 年度ですか、行ったと思うんですが、この全部適用について、競艇経営状況はどう変わったのかということについてご説明をお願いします。

○議長 横尾 武志君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 大長光信行君

競艇事業が全部適用を行ったが、その後どのように変わったかということでございますが。先ほど 2 3 年と言われましたけど、平成 2 2 年に競艇事業は、芦屋町ほか 2 カ町の施行組合から芦屋町の単独施行に移行した際に、それまで地方公営企業法の一部適用から全部適用に変わっております。

全部適用により、先ほど財政課長が説明しましたように、法の全部適用により管理者を設置いたしました。このことにより、管理者には事業の経営に関するほとんどの権限が付与されたことにより効率的、弾力的な運営を行うことが可能となりました。特に、事業運営においては機動性、迅速性を発揮することができるようになりました。

その環境の中で、平成 2 2 年度からの主な新規事業といたしまして、ご承知のとおり、モーニングレースの開催、それからアシ夢テラスの開設、ミニボートピアのオープンなどなどを手がけてきております。このことにより、経営状況としましては、平成 2 2 年度、2 3 年度と純利益を生じることができております。ということで、ご承知のとおり、2 2 年、2 3 年度と一般会計に繰り出しもできるという環境になっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

それでは、次に、今回、病院事業、これは質問の要旨のところでは全部適用という格好で書いてありますが、実は独立法人化ということで、先だって経営形態のところでは出ておりましたので、内容を変えることによって何の効果があるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

病院事業の経営形態につきましては、現在、地方公営企業法、財務適用のみの一部適用でございます。病院事業の経営形態の見直しにつきましては、平成 1 9 年の 1 2 月、総務省が策定しました公立病院改革ガイドラインに基づいた公立病院改革の一つの大きな項目であります。これに

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

基づいて全国の自治体病院におきましても平成 20 年度から公立病院改革プランを策定し、その改革プランの中で経営形態の見直しについても行うように求められているものでございます。

その目的につきましては、地域において真に必要な公立病院の持続可能な経営を目指し、経営の効率化を求めるものでございます。

経営形態の見直しの中で、その選択肢として、地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人化の中での非公務員型、指定管理者制度の導入、民間譲渡の 4 つの形態がございます。地方公営企業法の一部適用につきましては、国の施策の中ではこの選択肢はございません。経営形態につきましては、昨年 5 月から町立芦屋中央病院経営形態検討委員会の中において、将来にわたって中央病院が持続可能な事業運営をしていくための経営形態は何が最も適しているのかと議論をしていただいておりますが、その答申では、おおむね 3 年をめどに、経営責任者の責任と権限において自立的、弾力的な経営が可能な地方独立行政法人化への移行が最も望ましいという答申がなされているところであります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

問題は、私が、やはり病院の独立法人化というところで、これは先ほどお聞きした内容のところでは、やはり管理者がそこに設置され、そしてその管理者権限において一つの組織そのものがされて、そしてある意味一つの、何ていいますか、給与体系から、そういったところの分野まで入っていくといったところで、それが弾力的に運用できるからというふうに聞こえるんです。ただ、この弾力的というのにもある意味間違えますと、そこに今まで働いていた職員、その方々の給与の切り下げとか、そういったことにつながってきますので、その辺は十分に配慮されて、そして健全かつやっぱり持続可能なというところを中心に進めていただきたいと思います。

次の町の財政運営というところの中で、マスタープランで示されている考え方についてということで、今後の具体的地域づくりビジョンについてお尋ねいたします。

今回のこのお尋ねしているその内容というところでは、このマスタープランに掲げられている要旨があります。この中には、第 1 章に、住民とともに進めるまちづくり、そして地域づくり、安全で安心して暮らせるまち、子どもがのびのび育つまちというところで書いてあるんですが、ある意味具体的にやっぱり問題課題というものがある程度見えているんだけど手の打ちようがないといったところで、ある意味置いている、そのまま置いている部分があるのじゃないかなというふうに考えているわけです。

つきましては、この地域づくりという形の中で少子高齢化、これは具体的に言いますと、先だ

平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

って大君区の中で福祉マップづくりというのをやっていったんです。そうしたときに、いわゆる現在の住んでる方々の 65 歳以上の世帯というところで色分けしまして、70 歳以上の世帯、75 歳以上の世帯という格好で色分けしたときに、これは 5 年、10 年には単身とか、そういったものばかりになってしまうと。合わせて、ある意味自治区加入率もかなり厳しくなってるものですから、その辺について、地域づくりビジョンについて何かあればと思ひまして、お尋ねしております。よろしくお願ひします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

刀根議員の質問のマスタープランで示している考え方について、今後の具体的な地域づくりビジョンがあるのかという質問の総論について私のほうから答弁させていただきます。各論について、その後質問があれば担当所管のほうから答弁させていただきますので。

地域づくりビジョンということですが、ご存じのように、総合振興計画を最上位計画としております。それぞれ今刀根議員から各論等がお示しになられたわけですが、それぞれ施策を進めるために、生涯学習基本構想、それから地域防災計画、高齢者福祉計画などを定め推進しております。また、観光の基本構想、それから地域福祉計画、環境基本計画などの策定も順次行っておるのが現状でございます。

第 5 次の総合振興計画の将来像、議員もご存じのように、この表題に「魅力を活かし、みんなで作る元気なあしや」というふうにさせていただいておるわけですが、その実現のために、先ほど申し述べました計画のほか、各種の施策、事業の推進はもちろん、芦屋町の活性化のためには、常々お話をさせていただいておりますように、町民力、地域力、職員力のそれぞれのパワーアップということが重要であろうかと考えております。このことが「みんなで作る元気なあしや」の実現に結びつくものだと思ひております。

自治区のことについてでございますが、皆さんのお住まいの地域を基盤に地縁というきずなで結ばれた住民の共同体で、この中には社会教育の分野でもあります公民館活動もあり、この自治活動と公民館活動の 2 者が車の両輪として、高齢者への福祉活動、子ども会活動、防災、防犯活動などを含め、自治区のコミュニティーづくりを行っていくのが理想ではないかと思ひます。

しかしながら、議員もご指摘のように、現実にはやはり少子高齢化の波で子どもが少なくなってきたております。そして、高齢者の方がやはり単身だとか、高齢者同士の世帯がふえておるのが現実でありまして、そしてまた、そういう方の世話をする人がいない。担い手がいないなどの非常に深刻な問題に直面しているのも事実であるわけでありまして。

こういうような諸般のもろもろの問題の解決という一つの中に、自治区の再編も考えられるわ



平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

けでございますが、子ども会、老人会などが自治区を横断して組織化することも一つの方策であろうかと考えます。そして、それぞれの分野で望ましい形を、それぞれの団体が主体的に具体化していくことが重要であろうと考えております。行政といたしましては、その検討の中で、できる限りの支援をしてまいり所存でございます。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

刀根議員。

**○議員 3 番 刀根 正幸君**

今、町長のほうからご答弁ありがとうございました。まさに一つのコミュニティー活動という形で、それができるようなまず組織づくり、再編までを含めてというふうな言葉を受けとめさせていただきましたが、これは今もう既に、実は区長会の中でそういった会議をしてるところです。ところが、なかなか前に進まない。

そういったところで、まずは地域づくりビジョンというところで、これは前のところにも、一般質問にも言わせていただいたんですけども、やはり格差が余りにも多過ぎて、片一方に 20 戸、片一方は 500 戸みたいなところでは、もう 20 戸の中で一つの自治活動がかつがつかできたとしても、公民館活動ができない。この 2 つが両輪してやはり地区が元気が出てくるというふうを考えております。ぜひそういったビジョンを、これはあくまでも行政としてこれが理想的ですというところを示していただき、そして、それに向けて中で、団体のところで十分に協議して、そういった調整をしてくださいと。そういったビジョンがあると、そういったもう既にそれに取っかかっていますんで進めやすいという状況も考えられますので、ぜひそれをお示しいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、教育行政の充実についてといったところで、まず 1 点目、芦屋町一般会計に占める教育費の割合は 12% 強であります。この予算で十分な人づくりが可能だと考えていますかというところで質問させていただきます。

**○議長 横尾 武志君**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長 本田 幸代君**

それでは、現在の教育費で十分な人づくりが可能かというご質問に対して答弁いたします。

平成 24 年度の当初予算における教育費全体の予算額は 7 億 2,300 万円で、一般会計に占める割合は約 12.6% です。これは郡内各町と比較して、やや高い数値であります。また、このうち生涯学習課が管轄する社会教育費、それから保健体育費を合わせますと 3 億 1,400 万円で、教育費全体に占める割合は 43.4% でございます。

## 平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

さて、現予算で十分な人づくりが可能かとのご質問ですので、現在の生涯学習の推進状況を報告しながら答弁させていただきます。

平成 21 年 4 月にスタートさせました生涯学習基本構想では、基本方針に「夢・希望・志を実現するまち、芦屋」を掲げています。この基本方針の実現に向けた手だてとして「誰もがいつでも主体的に学べるまち」そして「人々が交流し支え合ういきいきとしたまち」の 2 本柱を考えています。ご存じのように、生涯学習は人づくりでございます。そのため芦屋町では多方面からバランスのとれた事業に取り組んでおります。

それでは、最初に、青少年を対象とする事業についてご説明いたします。子どもたちの健全育成やリーダー育成を目標に、ハンズ・オン・キッズや佐野市交流事業を行っております。また、ボランティア活動を通して子どもたちの社会力を育成するリードぼらんていあキッズ事業も本年度から始めております。さらには、子ども会、育成会を通して自治区子ども会のリーダーを育成しながら活動の支援も行っているところでございます。また、他町にはない芦屋釜の里やギャラリーなどの文化施設を活用した心の教育も行っております。このように青少年の育成に関しましては、多方面から取り組み、力を注いでいることは芦屋町の生涯学習の特徴の一つと捉えております。

次に、高齢者を対象とした事業では、校区ごとに祖父母学級を設置し、世代に応じた学習機会を提供しており、さらには世代間交流事業として各小学校生徒との交流も図っております。また、別の視点では、町民体育祭を初め、自治区対抗のグラウンドゴルフ、ソフトバレー、ソフトボール大会など、スポーツを通して自治区のコミュニティーづくり、人づくりも図っております。

次に、公民館活動でございます。先ほども公民館活動のお話出ておりましたが、自治公民館活動には公民館長のリーダーシップは欠かせません。公民館活動も区によって差が見られてます。教育委員会は、平成 23 年度に公民館係を設置し、公民館活動や自治公民館長のリーダー育成にも力を入れております。今後、先進地の視察や研修などを積極的に行い、さらにリーダーの育成を図っていききたいと思います。

このように芦屋町では、生涯学習を通して「夢・希望・志を実現するまち、芦屋」を目指しております。

最後になりましたが、ご質問の現予算で十分か否かにつきましては、予算が多いのにこしたことはありません。しかし、私どもといたしましては、町の財政を鑑みて、費用対効果を考え、最大限の努力をする所存でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

これは私も先ほど言ったと思うんですが、高齢社会といったところで、これはある意味、何とか、スポーツを通して健康づくりを進めますということと、もう一つは、そういった事業を余りしないで病院通いをその高齢者がしたとしたときに、どちらが行政効率高いですかという問題なんです。

私は逆に、生きがいを持って活動し、そして、その中で、例えば昔、はやったことで、ピンピンコロリというふうな言葉があったと思うんです。これは、生きてる間は生きがいを持って運動し、活動し、そして亡くなるときにはころっと次の世代にバトンタッチを渡すということが最高の幸せじゃないかという意味合いなんですけども。

そういった点を考えたときに、例えば今、係の編成の中で、やっぱり社会体育というのは社会教育上に大きな意味を持つんじゃないかなと。そして、ある意味、高齢者が 25 年ぐらい過ぎると一つのピラミッド形に人口構造も変わってくると思います。それまでは、そういったことを考えていくほうが、むしろ行政効率として、全体的な経費として高くなっていくのじゃないかなという意味合いで、こここのところで一応問題提起をさせていただいております。ぜひそういった視点を含めて組織の見直しというのを行っていただきたいなというふうに考えております。

次に、芦屋町には、芦屋釜の里の社会教育施設があるが、この振興策をどのように考えていますかということの質問をさせていただきます。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

それでは、芦屋釜の里の振興策をどのように考えているかということについて答弁いたします。

芦屋釜の里の振興につきましては、平成 17 年度に決めました第 1 次芦屋釜の里振興計画に基づいて進めております。その振興計画では、鋳物師は 16 年間、研修員として工房で技術を習得し、その後、独立する計画になっています。まさにその独立が平成 25 年 4 月でございます。

現在、町では鋳物師独立の支援を行っております。まず、この芦屋の地で芦屋釜の復元が成功し、芦屋釜制作の技術を習得した鋳物師が独立することを茶道会へ周知しなければなりません。茶の湯釜を必要とする人は茶人に限られているといっても過言ではありません。すなわち、県内はもとより、茶人が多い東京、京都の茶道会へ周知する必要があると考えています。具体的には、茶道具を収集している美術館などへ釜を寄贈し、展示や茶会への使用をお願いすること。それから、マスコミや茶道関係の出版物などを活用して周知していくことを考えております。昨日の町長の行政報告にもありましたように、10 月には東京にある日本有数の美術館であります五島美術館に茶の湯釜を寄贈することができました。五島美術館では展示やお茶会での使用を考えられ

## 平成 24 年第 4 回定例会（一般質問）

ています。また、来年には裏千家お家元、そして京都の細見美術館にも寄贈する予定でございます。また、有力な茶道雑誌「なごみ」というのがございますが、そちら、それから小学館発行の月刊誌で「サライ」というのがありますけど、こちらのほうからも原稿依頼があっており、このようなチャンスを生かして全国的にPRを積極的に行いたいと考えております。今後、鋳物師独立支援の具体策については、検討委員会を開催し、行政として可能な支援策を考えていきます。

最後に、芦屋釜の里全体の振興策につきましては、現状のような教育施設として存続させるのか、あるいはより観光に対応した施設として運営していくのかが求められます。今後は、現在策定中の芦屋町観光基本構想との連携を図りながら、第2次芦屋釜の里振興計画の策定を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

### ○議長 横尾 武志君

刀根議員。

### ○議員 3番 刀根 正幸君

今、芦屋釜の支援ということで、ある程度技術を持った鋳物師のところの支援ということでお聞きいたしました。これは、実は遠賀郡の区長会がありまして、その中で、実はもう2ミリの芦屋釜がある程度もうできてますとあったときに、私も頼もうというところでおっしゃった方が何人かおらっしゃるんです。ところが、もう目いっぱい予定が入っているから、もう今年はだめですといったところでお話があって、かなり今この技術的な部分は日本各ところにいってるんだなというのは感じました。ですけども、やはりここ平成7年ですか、芦屋釜の里ができて、もう十七、八年ぐらいたってるわけですが、これからの育成というのが本物になってくると思いますので、ぜひその辺をお願いしたいと思えます。

今回、学校教育につきましては何でお尋ねしなかったかといいますと、実は先だって来られた方が芦屋の教育について勉強したいということで、教育長のほうから詳しく説明していただいたんです。そのときに、やっぱりとことん頑張っていらっしゃるなというところがありましたので、その節はどうもありがとうございました。やはりこういうふうなところが頑張っていくというのは、一つの方向性なり、そこに気持ちがつながっていく信頼というものが一番大事なかなと。やはり情報を的確に、そしてそのところで、やはり今のところも、そして未来に向けて一つの希望が持てるといった行政を進めていただくことを期待し、一般質問と終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

### ○議長 横尾 武志君

以上で、刀根議員の一般質問は終わりました。